

## 障害史研究をめぐる覚書：通史・総合史・生活史

高野，信治  
九州大学

<https://doi.org/10.15017/7172669>

---

出版情報：障害史研究. 5, pp.55-74, 2024-03-22. Society for Disability History Studies  
(Shōgaishi Kenkyūkai)

バージョン：

権利関係：



# 障害史研究をめぐる覚書

—— 通史・総合史・生活史 ——

Considerations on Research About the History of Disability:  
On Historical Overview Works, Comprehensive Histories, and Histories of Everyday Life

高野 信治

Nobuharu TAKANO. D. Literature

(九州大学)  
(Kyushu University)

## 要 旨

障害は、心身の毀損の面と社会文化的に構築された面がある。その歴史的分析には、様々なアプローチがあり得るが、本稿では、とくに障害の認識の形成や変化に留意した通史的な観点、障害と文化の關係に注目した総合的（多角的）な観点、また障害者の生活実態の解明に留意した生活史的観点を中心に、諸研究のレビューを行う。

いわば古代から近現代に至る障害史の諸問題を、領域横断的に通覧する作業であり、従来はあまりみられなかった試みといえる。しかしそれをあえて行うのは、欧米では地域別、障害種別、時代別かつそれを踏まえた通史研究がみられるのに対し、日本では、近現代を中心に、教育史、福祉史また医学史の研究蓄積が重ねられる一方、前近代の研究も踏まえた障害の全体史の構築を目指す方法論が提起されるに至っていないと、考えるからである。このような、欧米と日本における障害の歴史研究の相違は、人の多様性や障害認識をめぐる思考の違いが、背景にあると想定される。

## ABSTRACT

Disabilities have two aspects: physical and mental damage, and socioculturally constructed aspects. There are various approaches to historical analysis. This paper focuses on the following three perspectives. The first is a historical perspective that takes into account changes in the recognition of disability. Second, it is a multifaceted perspective that focuses on the relationship between disability and culture. Thirdly, there is a life history perspective that takes into account the elucidation of the actual living conditions of people with disabilities. We will review various studies from these three perspectives. In other words, this is a cross-disciplinary overview of various issues in the history of disability from ancient times to modern times. This is an attempt that has not been seen before. The reasons for undertaking such an attempt are as follows. In other words, in Japan, a methodology for describing the entire history of disability has not yet been proposed. Differences in historical research on disability between Europe and the United States and Japan are thought to be due to differences in human diversity and perceptions of disability.

## はじめに ― 特別支援学校の問題から ―

全国の公立特別支援学校で3740教室が不足しており、特別支援学校に在籍する子が10年前から16%増えたことを文部科学省の担当者は、「特別支援学校への理解が深まっているからでは」とコメントしたという。これに対し、「インクルーシブ教育」の進展が評価されている国では、特別支援学校・学級の設置はむしろ抑制の方向にあるとして、これは、「社会から受ける差別偏見や人権侵害」にもあたる「分離」ではないかとの批判的見解がある<sup>(1)</sup>。

筆者の子は重度の知的障害があり特別支援学校に通わせたが、「ノーマライゼーション」の考え方に接し、このような「分離」教育への疑問を消化できず、歴史学の立場から「障害」、とりわけ日本における解析を志した。それは障害通史に相当する研究が、日本では未だ不十分ではという思いからだ。障害種別の研究（とくに盲人＝視覚障害者）<sup>(2)</sup>がみられ、各時代の分析のうえに通史を志す障害研究（中世、近世、近現代）<sup>(3)</sup>もある。もっとも、時代をこえ「障害」をどのように捉えられるのか、それは地域的（国別）、時代的にいかなるバリエーションがあり、また変化するのか、ということは問われなければならない。しかし、それを行うには必ずしも十分な成果があるわけではないことが、この度、日本における障害の歴史に関わる文献目録作成を介して改めてみてきた。

欧米では地域別、障害種別、時代別かつそれを踏まえた通史研究がみられる。また、ハンセン病資料館・医療系資料館<sup>(4)</sup>を除けば障害史博物館が皆無といえる日本に対し、欧米各国には例外なく存在する<sup>(5)</sup>。

このような、障害の歴史をめぐる研究のあり方や、博物館・資料館の存在の彼我の違いに、日本における人としての「分離」（差別）思想が表出し、特別支援学校・学級の増加として現象化しているのだろうか<sup>(6)</sup>。

### 1、障害の捉え方

主題である「障害」をいかに措定するのか。歴史学の立場から一定の見解を得るのは難しいが、古代

ギリシャの哲学者プラトンの『饗宴』にみる種の守り神アフロディテの目指すのが「一定の質を持つ子どもを生むことによる種の保存」というのは<sup>(7)</sup>、その本質を問ううえで重要な内容だろう。「一定の質」を持つことが、人の種の保存に必要なだとの認識が、古代ギリシャにあったことがうかがえるが、それは、「障害」認識が醸成される普遍的な背景といえるのではないのか。「一定の質」を持ち得ない場合、それは「種」としての保存に値しないもしくは劣等な存在、と地域（国）や時代を問わず考えられた可能性が想定されはしないか。

日本民俗学の立場から、小松和彦が「一人前」という通念をめぐり、

民俗社会における「障害者」差別は、その社会における「一人前」の基準に照らし合わせての差別であった。したがって、「一人前」の能力を有しないと判断される「障害」を持った者は、その基準に照らして差別され、ときに別に用意した社会集団に帰属させられたり、社会集団の周縁やそのはるか外部に捨てられたりしたのであった。奇形児の遺棄、心身「障害」者の宗教者化・芸能者化や座敷牢への押し込め、婚姻の忌避、といったさまざまな差別的な処遇がなされてきた。

と指摘するのにも留意したい<sup>(8)</sup>。ここでいう「一人前」とは、自立生活を営める、ということの意味しようが、図らずもプラトンの指摘に繋がると考えられる。

人としての「一定の質」、それは生物学的な人間としての常体性ととともに、それをもとにした自立的な社会性、能力の具備、つまり「一人前」、このようなこととすれば、どの時代（また地域）にも考慮されていたことをむしろ想定すべきであろう。

現代の日本に目を転じると、障害者権利条約の国連採択と批准（2014年）を背景に人権侵害に対する認識が高まっているといえようが、すでに障害者基本法（1970年5月21日、最終改正2013年6月26日）では、「社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」（第2条）と、「障害」（心身毀損が想定されてい

よう)とともに「社会的障壁」により、「障害者」が生じると認識されている。何らかの心身毀損が原因で「一定の質」を持ち得ず「一人前」でないとするれば、それは合理的な配慮により、等しく人権と基本的自由をもって社会的な生活を営む権利が、2016年施行の障害者差別解消法(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)で認められるに至った。

障害学関連の分野では障害の定義をめぐる議論が多くある。この点は、障害学専攻者の仕事に委ねざるを得ないが<sup>(9)</sup>、WHO 国際障害分類(ICIDH、1980年)では、Impairment(心身の毀損)、Disability(活動能力の欠如)、Handicap(社会的な不利益)の三つの要件が想定されている<sup>(10)</sup>。これによれば、障害は心身毀損による自立能力の欠如のみならずそれに起因して社会生活に不利益を被る状態、といえる。しかしこの捉え方は、身体機能の障害による生活機能の障害(社会的不利)を分類する考え方が中心であるため、WHOはこれを国際生活機能分類(ICF)と改訂し(2001年)、バリアフリー等の環境を評価できるよう環境因子という観点を加えた。したがって、心身毀損による能力欠如とそれによる社会的な制約・障壁(先述の障害関連法令の法意)は環境の改善でその障害が除かれるべき(合理的な配慮)ということになろう<sup>(11)</sup>。だとすれば、障害は、心身の毀損の面と社会文化的に構築された面があるといえ、その歴史的分析には、前者に応じる医療・医学史(心理学なども入るか)的なアプローチと後者に応じる人文社会科学的なアプローチ、またかかる領域を横断する多角的な考察が必要となり、新定義のICFの枠組みも取り込んだ多角的な歴史研究により、障害者の生存(生命レベル・生活レベル・人生レベル)を軸に歴史的展開を捉えるという、新たな障害史の段階も想定できよう<sup>(12)</sup>。

## 2、文献目録の考え方

先述した特別支援学校のあり方からうかがえるように、「一定の質」を持ち得ず「一人前」ではない人に対する「分離」(その極端なあり方が存在否定)の考え方が、日本では欧米に比べ強いとすれば、歴史を遡り検証する必要が浮かび上がり、そこに上記の

ごとき障害の考え方に応ずる、領域横断的かつ通時的な障害史研究の可能性も醸成されよう<sup>(13)</sup>。

「一定の質」を持ち得ず「一人前」ではない存在を否定する考え方が、現代の日本社会で必ずしも例外ではないことが、奇しくも障害者差別解消法が施行された年(2016年)に起こった相模原障害者殺傷事件やその容疑者を支持する声があることから十分うかがえる<sup>(14)</sup>。この事件はけして特殊な事象ではない、つまり誰でも起こす恐れがあり、被疑者による行為に共感する思いを持つことがあり得ると筆者は考えるが、それは筆者の当事者性(障害者の親として子の生を保障する)の立場とともに<sup>(15)</sup>、起こりえる事象として、歴史的にとらえること、そして一見迂遠ながら歴史のなかで障害をめぐる考察を行うことにより、説得力を増すだろう。

このような課題意識も持ちつつ、「障害の歴史性に関する学際統合研究——比較史的な日本観察——」(基盤研究(A)19H0054、研究代表者・高野)を進めてきたが、その一環として、日本の障害史をめぐる研究文献作成を試みた。古代中世では、障害を視野としつつ疾病を軸に、近世近代では主に政治社会との関連から障害を捉える立場から、それぞれ取り組んだ<sup>(16)</sup>。筆者はほぼ専従で後者に携わったが、疾病と障害はスペクトルな関係で、緩やかに繋がっているとの立場から<sup>(17)</sup>、近世近代の目録でも医学史さらに高齢者関係の文献に留意している<sup>(18)</sup>。

文献目録作成を通じて障害の通史を描くうえでの蓄積が不十分ではとの印象を、先に述べた。とはいえ、近代を中心に障害学、障害児教育、障害福祉、医学史など多方面にわたる障害の歴史に関わる個別研究が蓄積されている。それらの全貌を踏まえた整理は及ぶべくもない。ここでは、現代日本社会における障害のあり方を考えるうえで、その通史と領域横断的な総合史や生活史が必要ではないのかという筆者の見通しをめぐり、粗雑ながら研究レビューを行いつつ指摘したい。

## 3、「障害者問題」

各時代の人のあり方、すなわち先述の「一定の質」また「一人前」の考え方が、障害の認識を生み出し



ているとすれば、各時代の人のあり方と障害の考え方やその実相は、密接に関係し合うものとして、通時的にその時代特性および変化を追う必要があろう。繰り返すが、日本史の全時代を対象にする障害関連の研究文献目を作成した目的の一つはここにある。

その際、指摘できるのは、従来の障害の歴史にかかわる研究が、専ら近代以降の事象を取り上げてきたことである。そこには、障害をめぐる考え方が反映されていたと思われる。研究史的には「障害者問題」という枠組みの提示に注目したい<sup>(19)</sup>。

視覚障害者（盲人）史として叙述された加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年は、近世における優れた社会史、教育史の研究ともいえる出色の作品と考える。近世の叙述ながらそのなかでの推移もおさえ、障害の歴史研究のモデルというべき労作だ。しかしここで留意したいのは、加藤がこの著作を「障害者問題」を意識した仕事とすることである。すなわち

「経済成長」を誇り「完全雇用と「社会保障」を表看板とする現代の「福祉国家」のもとでも、障害者問題が大きく取り残されている（略）盲人を含めて障害者問題は近代以降とそれ以前とはその質と量とを大きく異にする（略）問題の起点はすでに近世社会の中にこれを求めることができる（略）本書では近世社会とその崩壊過程における盲人問題の歴史的解明を意図し、そこから近代への一定の展望を導き出すことを研究の課題としている<sup>(20)</sup>

という。ここから「障害者問題」が各時代にあるとされつつ、主たる起点は近世に求められ、近代以降にそれが本格化するとの見通しがくみ取れる。「障害者問題」の枠組みのなかで視覚障害者（盲人）史を描くことが目指されるが、これは障害の通史叙述であり、またそれに自覚的に取り組もうとしていたことが理解される。

しかし逆説的ながら、「障害者問題」という観点が通史叙述のハードルともなっていたのが想定される。加藤は「障害者問題の成立」としてこのようにいう。

障害者の問題は古代・中世にも一定の形で存在していたけれども、それが明確な形で顕在化するのは近代になってからであり（略）近代以前

と以後では社会構造とそこでの人間生活のあり方が大きく異なっているからである（略）おおむね障害者は自給自足の経済・共同体・身分という枠組みによって比較的固定した近代以前の社会の中にあつては、たとえ、問題があつたとしても、それが社会的に表面化することなく吸収されていたといつてよい<sup>(21)</sup>

近代に入ると社会のあり方に基本的な変化が起こる（略）近代社会は具体的には資本主義の社会（略）人間の価値が人間のもつ労働力・能力の価格で評価される社会（略）障害者にとってもこうした資本主義社会の原則は例外ではない（略）主要な生産関係の中では働くことができずに、そこから排除・脱落し、その人間としての生存がおびやかされる事態が生じてくる。こうして労働から疎外された障害者の生活問題を機軸として、近代社会における障害者問題が顕在化してくる。障害者の教育・福祉事業も実はこのような近代社会のメカニズムを通して現れてくる障害者問題に対して、それを解決する一定の役割を担って成立・展開してきたのである<sup>(22)</sup>

「障害者問題」は古代・中世からあったものの、基本は近代社会のメカニズムすなわち資本主義の導入による生産関係からの排除・脱落として立ち現れ、それを契機とする障害者の生活問題を解決するための施策（教育・福祉事業）もその一環とする。先掲著作も勘案して敷衍すれば、社会的な障害者の問題の本格化は、近世を起点としつつも近代になりその本質があらわになる、という捉え方といえようか<sup>(23)</sup>。

#### 4、障害通史への志向

このような見方は、障害の歴史の全体、日本の障害史を俯瞰するための優れた理論的枠組みである。しかしながら、近世が「障害者問題」の「起点」と表現されることに象徴されるように、前近代は障害の歴史の観点からは、前史という位置づけである。目録作成により明確化した、障害の歴史にかかわる研究が、前近代に少なく、近代に多いのは、史料の問題もさることながら（前近代での稀少性）、以上のような視角が背景にあるのであろうか。

しかし、加藤自身も認める前近代も含めた各時代の「障害者問題」を析出する、という観点こそより重要なのではないのか。すなわち、各時代の歴史的な特性と障害のあり方を問うという見方である。

加藤は、「障害者問題」が本格化したのは近代とするが、障害通史への展望を持っていたからこそそのビジョンであった。加藤は、紹介した発言の後に、全国障害者問題研究会が出版する研究誌『季刊障害者問題研究』に論考<sup>(24)</sup>を載せている。これは古代における障害者観の形成過程について、『古事記』と「大祓詞」（『延喜式』所収）を手がかりとして、「穢れ」の思想に注目し、古代天皇制国家が成立し階級支配が強化される過程で障害者に対する穢れの思想が肥大化するのに反比例して、障害者に神性を認め齋みまつる思想が民間信仰のなかに沈潜して、エビス・福子信仰や片目・片足信心にまつわる信仰などのなかに「不具者崇拜の痕跡」<sup>(25)</sup>をとどめていると、民俗学・宗教（仏教・神道）学の成果なども援用しつつ論じたものである。近世盲人史にみる実証研究に比較すれば、本人自身が「詳細な論証を必要とする（略）試論」<sup>(26)</sup>という通りだが、次のような発言をしているのに注目したい。

今日の思想問題のいわばルーツを、すべて古代まで遡源しようとすることにあるのではなく、障害者観への接近の方法として、思想をそれぞれの時代の支配と被支配の歴史的関係のなかで捉える視点を提示することにある。この立場は当然障害者に対する観念を、超歴史的な国民性とか、人間性そのもののなかに内在する差別感とか、あるいは原罪などに帰する非歴史的な見方を斥けるものである<sup>(27)</sup>

それぞれの時代の支配と被支配の歴史的関係のなかで障害者観をとらえなければならないとの立場で、非歴史的な捉え方を否定する。階級支配関係のなかで障害者差別を捉える必要性を主張するのは、社会構成史的な方法論を背景としたものといえる。障害者差別に限らず、差別は政治的な支配・被支配、階級関係のなかのみで立ち現れるのではなく、あらゆる社会集団の内部にも、いわば「内なる他者」として排他・差別の関係が生じるのではないのかと、筆者は考えるので<sup>(28)</sup>、差別が政治的な支配・被支配の

関係のなかで主として生じることをうかがわせる加藤の発言に違和感がなくもないが、この発言で大事なのは「それぞれの時代」のなかで障害者ないし障害を捉えようとしていることである。

かかる見立てが、近代を「障害者問題」の本格化の時期との捉え方といかに整合するのかは吟味の必要を感じるが、「障害者は自給自足的経済・共同体・身分という枠組みによって比較的固定した近代以前の社会の中にあつては、たとえ、問題があつたとしても、それが社会的に表面化することなく吸収されていた」（前出）というほど以上の意味合いが、古代に現出していた可能性を示唆していよう。加藤はやはり障害の通史を想定していたといえよう。

ところで、加藤は障害者（視覚障害）だが、同じ障害（身体障害）を持つ生瀬克己は、むしろ「障害や持病とともに生きる人間」<sup>(29)</sup>という当事者性を前提に、日本における障害の歴史叙述に取り組み、「日本の社会の歴史的経過や社会状況をきちんと踏まえたうえで、それぞれの時代・社会のなかでの障害者観のあり方とその変容の行く末を見据えておくことは、存外に、重要で、大切なこと」<sup>(30)</sup>とする。そのベースにあるのは、「古くからの〈固定観念〉や〈無理解〉に苦吟」し「いまだに〈屈辱〉と〈差別〉を強いられている障害者」<sup>(31)</sup>について、時代性や社会的特質との関係から描きたいということであろう。

このような問題意識を持つ生瀬は、加藤とは違って、障害通史を描く理論的枠組みの提示には至っていないが、通史叙述への志向は強い。近世の障害史について、民衆史との関係性を問いながら、家経営、見世物、領主による保護、民衆や儒学者の障害者像を析出しようとした生瀬克己『近世日本の障害者と民衆』三一書房、1989年を10年後に再刊<sup>(32)</sup>したが、その際に書名を「日本の障害者の歴史 近世篇」としているのは、その証しだろう。「近世史を専攻していた」<sup>(33)</sup>というごとく日本近世史研究者を自認する生瀬自身は「『日本近代の障害者』についての考えをまとめていきたい」<sup>(34)</sup>とも吐露している。再刊本には改めて生瀬『〈孤独〉と〈放置〉の精神史 —— 障害者たちの「近世」・年表編 ——』千書房、1983年の年表を再掲しが、障害史を措定した前近代では唯一といえる生瀬編『近世障害者関係史料集成』明石書

店、1999年の上梓を行っていることを考え合わせると、近代の史料集とそれに基づく年表作成も、志していたのであろうか。生瀬は『「障害」にこころされた人びと——昭和の新聞報道にみる障害の者（障害者）と家族——』千書房、1993年を著し、分析対象はメディア報道（新聞）のみと限られるが、障害者差別を追跡する観点は継承されている。

このように、「日本の社会の歴史的経過や社会状況」を踏まえた「障害者観のあり方とその変容」の解明を志していた生瀬は、当事者性も背景とした障害者差別の検証という姿勢を基本にしつつ、加藤よりさらに時代性を考慮した障害の通史叙述への志向が強く、近世史専攻を自覚しつつ、「日本の障害者の歴史」を目指したといえよう。そこには近代への流れを重視した前近代における障害史の必要性が示唆されている<sup>(35)</sup>。

身体、言語障害を持つ河野勝行は、『日本の障害者過去・現在・未来』ミネルヴァ書房、1974年のなかで、「障害者差別の発生と展開」として、古代・中世・近世から近代までを捉えようとした。「資本主義と障害者問題」という項目（第二章第二節）に示されるように、「障害者問題」を「差別」を軸に展望するという点では、加藤や生瀬と同じ地平に立つ。だが、障害者の生命・発達をめぐる状況が厳しさを増すなかで、障害者問題が真に国民的課題の一つとなりつつあるという立場で、「「現在」を、障害者差別の歴史の上に正しく位置づけ」、「差別からの解放をかちとり、その発達と権利を保障する歴史を創り出す」ことが「障害者の歴史を学ぶこと」と言う時<sup>(36)</sup>、加藤や生瀬よりもさらに、「現代」そして「未来」（障害者の将来）を意識した姿勢といえる。そして、「歴史の発展」は、「階級社会」のなか「支配する一部の者たち」への「日々働きつづける人びと」による「たたかい」により実現されるという<sup>(37)</sup>、加藤も立脚したと思われる社会構成史的な見方であった。

触穢思想（死・血などを穢れととらえそれに触れることで禍が生じるとの考え方）と「五体不具」説の形成、障害者の集団化と琵琶法師など盲人をめぐる問題、癩（ハンセン病）「業病」説の確立、一遍・親鸞の人間観や障害者観、能・謡曲・説経節・御伽草子など文芸のなかの障害者、鉄砲伝来による合戦

の変化と障害者の急増、キリスト教徒による障害者・癩者の救済活動など、盲人、身体障害者を中心に様々な障害史の問題を指摘、考察する河野の『障害者の中世』文理閣、1987年は、そのような課題意識に支えられた、日本中世の障害者をめぐる通史の仕事といえる。

## 5、関心と歴史叙述

現代人として障害に関心を持っても、それが歴史の分析や叙述に活かされるのかは別問題であることを、網野善彦をめぐり指摘しておきたい。

中世社会のありように、「無縁」とされる漂白の側面も持った海民・芸能者などの非農業民・都市民・天皇・生業・流通・身分・女性などの様々な観点から日本社会・列島社会の歴史を論じた網野に、「障害（者）」を主題にする論題はなく、論考にこれに類する文言も見いだせない<sup>(38)</sup>。それに該当するものとしては「癩」「病者」「孤子」が相応しようが、これを障害という視角からは論じない。「一遍聖絵」など仏教絵画・図像にも触れ、中世非人の実態を描くものの、かかる観点からの論述もない<sup>(39)</sup>。

もっとも中世身分論として、障害には関心を持っていたと思われる。例えば、悲田院に収容されていた京中の路辺の病者・孤子は、古代国家の機構の弛緩・解体、中世的な京都・奈良等の都市の形成のなか、11世紀に入ると、国家の手で悲田院を保持することが困難となり、病者・孤子自身、自らの力で乞食をし、貴族の施行によって生活をしなくてはならなくなった。「病者・孤子の動きが、悲田院のみならず、六波羅蜜寺坂下の宿のように、乞者（こつじき）＝乞食そのものと重なりあることに注目すべき」<sup>(40)</sup>としている。

しかし「病者・乞食などという表現から、中世の非人を、施しをうけ恵みを乞うて生活する、打ちひしがれた人々と考えることは、やはり、大きな誤りであろう。（略）もとよりそのなかには、無縁の、病を負った貧苦の中にある人々のいたことはいままでもないが、全体として見ると、非人集団は自力で生き、「無縁」の僧をあたたかく迎えるとともに、ときに「猛悪」といわれるほどの強烈な生命力を持つ自



立した集団」<sup>(41)</sup> だったと論じた。

「病者」「病」は専ら皮膚病も含む「癩」者で、賤視の対象とされた人々であろうが、病気で本来的な人間関係・共同体からは、何らかの理由で疎外され「無縁」となった貧苦の「病者」が、「非人」集団の一面ながら、生命力にあふれる側面もあったと指摘するのである。

また次のような見通しにも留意しておきたい。

日本の中世前期までの社会が、(略) 宋人－唐人も、傀儡師（人形遣い、引用者注）・遊女も、そして博奕打も非人も、また「知識人」も、荘官や鍛冶・番匠などの手工業者・商人とともに、「職人」身分として、なんらの区別なくうけいれる一面を持つ、開放的な世界であったことを、われわれは銘記しておかなくてはならない。(略) それとともに差別のもう一つの太い根が、すでに指摘されているように、穢の観念の社会内部への深い浸透にあったことは疑いない。中世後期以降、そうした観念に基づく賤視が強まり、社会が「職人」の一部を閉鎖的・固定的に差別する傾向が現れてくるが、これが日本の農耕社会としての成熟、それを基礎とした農村と都市、さらには漁村・山村の分化の進行に伴う事態<sup>(42)</sup>と捉える。「穢」の社会深部への浸透が賤視を強めるという見立てである。これは障害の歴史研究にとっても、重要な視角になろう。開放的な存在であった人々が、穢れの観念の社会浸透により、閉鎖的に固定され、差別されるようになるとの見通しであり、病や「不具」は、過去・現在に犯した「罪」の報い<sup>(43)</sup>という見方にも重なるだろう。

必ずしも明示されるわけではないが、網野は障害に無関心ではあり得なかったろう。このようにみえる。ただし、日本社会の歴史を、非農業民・海民・非人身分・遊女、また彼らからなる芸能民などを通じ広範に語るなかで、障害という視角を結局とっていないのは、注視すべきではないのか。

「病者・乞食」が「無縁の、病を負った貧苦の中にある人々」(前出)という指摘は、網野自身も触れる仏教絵画・図像(「一遍聖絵」など)や仏教説話類の分析により障害の視角も取り込んだ解析がなされつつある<sup>(44)</sup>。事象(障害)への関心が歴史叙述(障害

史)に結びつくのかは、別の問題であることを、いわば歴史学の泰斗・網野の事例から感じる。

網野は、加藤・生瀬・河野とは明らかに異質なスタンスである。それは、中世社会における近代的な障害概念の安易な持ち込みへの懸念、憂慮、いわば歴史研究者としての見識でもあったろう。しかし、そのような矜持は、加藤などの三人も持ちあわせていたとすれば、障害者としての当事者性の有無は、大きいのかも知れない。換言すれば、これまで、当事者性が障害の歴史、通史研究への志向を醸成してきた、といえるのだろうか。ただし、当事者性は客観性とのバランスが難しいとも考える。加藤はその客観的な考察の傾向が強いのに対し、生瀬・河野は比較的、当事者性の意識が強く、とりわけ障害者の「現在」そして「未来」を想定する河野の場合は、仕事(論著)に当事者性の反映が際立つ。視覚に障害を持ちその意味で当事者(障害者)である広瀬浩二郎が河野の仕事をめぐり、「すぐれた研究といえるものの、その一方で階級社会の発展と障害者差別を強引に結び付ける弊害をも含んでいる」<sup>(45)</sup>と、指摘するのは、当事者性が優れた研究を生み出す可能性を持ちつつ、それが客観的な視角や方法論をとまうものでなければならぬのを示唆しよう。

無縁、ジェンダー的な観点をも意識する網野をして、差別・穢れと一義的に結びつけられやすい障害の見方から距離をおいていたとすれば、それは故無しとはいえないだろう。

## 6、障害者に関わる者の取り組み

網野の歴史研究者としての姿勢とは異なり、障害をめぐる歴史叙述を試みることはなされてきた。障害を持つ加藤・生瀬・河野など文字通りの当事者に加え、いわば間接的な当事者による仕事がある。それらは必ずしも、研究面での実証手続きを経ているとはいいがたいものもある。そのため本稿で触れるのは控えるべきかも知れないが、あえて言えば、障害者自身を現実的に支える姿勢が強いのであろう。

例えば、言語障害者について、神話時代、古代、中近世、近世、民俗を対象に前近代を中心に描いた仕事がある<sup>(46)</sup>。神話(『古事記』『日本書紀』)、古代



の風土記（『尾張国風土記』『出雲国風土記』）、狂言（三人片輪）、百科事典（『和漢三才図会』）などの史料を対象にするが、史料批判を踏まえた分析ではない。しかし、障害者の社会参加はその社会の文化による、とする立場から、言語障害者が日本の文化にどのようにうけいれられてきたのかを探り、社会参加を援助するヒントを見つけたいという、趣旨から、言語聴覚士として草されたものである。遺棄（障害があり自立困難とみなされ捨てられる）・放浪（障害があり、自身の意思ないし排除により共同体から離れる）という見立てだけで、障害者の全ての歴史が解明されるのではないという、著者の考え方を背景にしている。

他方で、障害福祉に従事するなかで、その観点に立っての歴史上の人物描写を行った仕事<sup>(47)</sup>のなかで、「中世に五十歳以上の「老人」が人口のどの程度の割合居たのか計り知ることはできない。さらに、そのうちの何%程度が認知症に陥ったのか知るよしもない（略）介護を老人ホームの職員に任せきりにして、老人ホームに顔出しもしない息子や嫁は、現代版姥捨山を地で行っていることになる。姥捨山はやはり、いまだに実在する」<sup>(48)</sup>の如き指摘は、改めて障害福祉の視点での歴史解釈の重要性を教えよう。確かに実証性は高いとはいいがたく推論の積み重ねながら、かといって、職業上での当事者としての問題意識は看過できないだろう。

ここでは、障害を持った人々の遺棄をめぐる姿勢ないし評価が対極的な論著を引き合いに出した。実証性を問題視することはある意味当然だが、かかる障害者に対応する職業実務に就く者による障害史研究には、問題意識の面で学ぶ点が大きいと考える。

## 7、改めていくつかの観点

### a) 前提

ともあれ、障害の歴史研究において、当事者性は看過できない意味を持ったのは事実であろう。日本における障害「通史」を書名に冠する山田明『通史 日本の障害者：明治・大正・昭和』（注（3）に前掲）は、個別研究の深まりのなかで、通史的な成果が生まれてくるとの見通しを持つが、当事者性をめぐる

次の指摘は重要だろう。

通史が求められ、障害当事者が自らの経験や課題意識にひきつけて通史を書き、公刊してきた。障害者としての体験を歴史的にどう位置づけるかを求めてのことであり、障害者が自己のアイデンティティを確立する過程で必須の手順だったと思われる。遅ればせながら研究者が必要に背を押されながら通史研究に着手し、単行書が刊行され始めている。小著もそのひとつである<sup>(49)</sup>。

山田は、先述の河野『日本の障害者 過去・現在・未来』や花田春兆『日本の障害者 —— その文化史的側面 ——』中央法規出版、1997年<sup>(50)</sup>、後藤靖彦（本名・二日市安）『逆光の中の障害者たち —— 古代史から現代文学まで ——』千書房、1982年<sup>(51)</sup>を列挙し、それらからくる心証を述べたが、加藤・生瀬などについても、山田の評価は妥当だろう。

かかる立場から、障害の通史を志向する山田は、その基盤となる従来の個別研究をめぐる論点を、10項目に整理した<sup>(52)</sup>。すなわち、①歴史上の人物史研究<sup>(53)</sup>、②特定の施設研究<sup>(54)</sup>、③障害児教育に関わる学校史研究<sup>(55)</sup>、④全国・地方それぞれの障害者団体の歴史<sup>(56)</sup>、⑤戦後史に関わる団体の一部である特定事業史<sup>(57)</sup>、⑥障害者が関わった芸能などの文化史研究<sup>(58)</sup>、⑦教育課程などの変遷を対象にする障害児教育史研究<sup>(59)</sup>、⑧障害者が利用する用具史研究<sup>(60)</sup>、⑨障害者の生活史・社会史研究<sup>(61)</sup>、⑩障害者に関する法律制度の変遷を扱った研究<sup>(62)</sup>である。山田は、著作名からもうかがわれるように、日本における「障害者」の「通史」を念頭におくものの、加藤・生瀬のように、前近代をも射程に入れた通史イメージではなく、個別研究のほとんどは近現代の著作類で、⑨については、加藤・生瀬の著作を挙げつつ、「近現代では本格的研究が見いだせない」とコメントする。また、⑧の用具史研究では、用具そのものの変遷史とともに、装着者の生活援護史の研究も挙げるが、むしろかかる内容の研究は、⑨の生活史・社会史との捉え方が妥当であろう。

もっとも、研究関心の如何に拘わらず、従来の個別研究の整理は重要である。筆者は前近代から近現代を見通した、障害の「通史」が必要と考えるが、その立場から、山田の整理を再構成すれば、〈1〉法

律・制度史研究（上記の山田による整理の⑩）、〈2〉教育史研究（③・⑦）、〈3〉生活史・社会史研究（⑧・⑨）、〈4〉文化史・人物史研究（①・⑥）、〈5〉運動史研究（②・④・⑤）、のとき問題整理も可能だろう。もっとも項目間のバランスや重複なども考慮すれば、機械的な整理はそもそもなじまないかもしれない。

筆者は以前に、障害の歴史をめぐり、研究史に即し論点整理を試みたことがある<sup>(63)</sup>。そこでは、i) 宗教・思想（穢観、死生観、差別観、神秘観、疾病観）<sup>(64)</sup>、ii) 見世物研究（障害者の興行化）<sup>(65)</sup>、iii) 盲人研究（視覚障害者の社会性）<sup>(66)</sup>、iv) 身分制研究（周縁身分論）<sup>(67)</sup>、v) 身体観・優生思想（近代的思考）<sup>(68)</sup>、vi) 民俗学的観点（差別意識の輻輳性）<sup>(69)</sup>、vii) その他（医学、特殊教育など）<sup>(70)</sup>、などとしての研究動向をなぞった。そのうえで問題点として、i) 時代性の観点（各時代性を踏まえた通史的観点へ）、ii) 知的障害者・精神障害者への認識（視覚障害者への高い歴史的評価）、iii) 戦後歴史学の視角への懐疑（主体的な「民衆」、闘う「民衆」は民衆の一階層にすぎない）、などを指摘した。かかる、整理や問題点をめぐる提起は現在でも一定の有効性はあると考えるが、これは多分に前近代（とくに近世）を意識しており、近代をも視野に入れ、より相対化した観点を考慮する必要も感じる。

ところで、これまでの日本における障害の歴史に関する研究は、「障害者」（呼称は障害者、障がい者などの場合あり）という表現を用い、進められる傾向がある。先述した「障害者問題」もこの表現であり、山田は研究史整理にあたり、「障害者史の領域」<sup>(71)</sup>と記す。「障害者」表現による研究には、山田の研究史整理にもうかがえるように、運動、施設、団体など、当事者ないしそれと直接・間接に繋がる個人・団体が意識されている。当事者といえる障害者を個人・集団で焦点化し、それを取り巻く問題を歴史的に分析する姿勢といえようか。

だとすれば、筆者が目指すのは、障害者へ留意しつつ、これを総合的な歴史叙述として描くことである。いわば、各時代の障害（さらにはマイノリティ）事象が、歴史の推移のなかのどのような社会性や人間観の所産であり、文化的意味を持ち得るのかの

かを考察する意図を持つ。これは、日英など戦後障害者運動のなかで「〈障害〉を個人化しようとする眼差し」への抵抗として提示されてきた「〈障害〉の社会化・政治化」の方向性<sup>(72)</sup>と似ている。だがかかる見方は、潜在化していた障害を政治・社会的な問題として、露わにするものである。この視角も重視すべきだが、とくに障害史研究で目指したいのは、常体とは見られていない人々、マイノリティ的な存在なども広く視野に入れることで、障害が政治的、社会的また文化的に構築される、かかる側面に留意することである<sup>(73)</sup>。

以下では、障害史研究を目指す立場から、研究文献目録作成の過程で気づいたことを踏まえ、改めて主たる観点と考えることを三点掲げよう。

## b) 歴史研究として ― 障害の認識 ―

「障害者問題」は、それが単独に遊離したかたちで存在するのではなく、広く日本人のものの考え方、ものの見方と密接不可分な関係であるゆえ、歴史的背景、文化的特性、また現実の社会的諸条件などと深いかかわりをもっている。したがって、障害者が受ける不利益は、心身の障害がもたらす客観的な不自由ないし不便以上のものである、との指摘がある<sup>(74)</sup>。障害を捉えるうえで、歴史性、文化性、現代性などへの留意が説かれる。これを筆者の立場からみれば、現在の障害をめぐる問題を考えるにあたって、広く歴史のなかで多角的に思慮することの重要性の示唆とを感じる。

現在、障害学、障害教育、障害者福祉、精神医学などの医学分野等々、専門性が高い各分野からの障害の歴史研究が盛んであるのが、目録作成で理解される。これらの十全な咀嚼は困難だが、人の様々な営為の流れのなかで障害を理解するスタンスの試みは、必ずしも多いとはいえない。人の営為の歴史と障害を考えるうえで、とりわけ大事なことは、障害の認識がいかに形成され変化していったのか、ということだろう。その認識のあり方が、障害者の生のあり方も規定することになる。したがって、「誰が、どのような社会背景のもとに、何を基準にして、どういう論理で、障害者を障害者と定義したのか」<sup>(75)</sup>との問いは正鵠を射たものとも考える。

しかし、前近代においてはその示唆を明確に示す研究に乏しい。

古代では、律令（戸令）の規定で、片目または両耳の不自由な者は残疾、片手または片足の不自由な者は廢疾、両目または両足の不自由な者や癩者は篤疾、などとされた人々には、賦役の免除や刑罰での保護措置があったが、その実効性<sup>(76)</sup>や日唐（中国）の規定の差異の背景などの考察がある<sup>(77)</sup>。日本では身体障害者に対する相応の保護や障害者による戸（家）経営の認知などがありつつも、役人への就役規定はなく、障害者の国家体制への組み入れの思考は、唐と比較すれば乏しかったといい、その背景として、記紀神話のイザナミ「先唱」の罪によるヒルコ、大祓の祝詞にみる「白人」「胡久美」という疾病の国津罪としての位置付け、『日本霊異記』にみるような障害者の前世罪業の考え方などからうかがえる、障害者を「罪（ツミ）」として捉える観念、このような事象を想定する見方がある。だとすれば、国家が戸の経営を念頭に障害を認知するも、その保護と差別のアンビバレントな観念が、社会的には形成されたのだろうか。

中世では、非人、「癩」（ハンセン病や皮膚病）、「不具」などの差別認識の形成の指摘がある。それによれば、非人は中世の被差別民の総称であるが、その本質を規定しているのは、葬送に従事する死穢や罪を犯した罪穢などのケガレ、処刑に携わる清目・穢多などのキヨメ、いわばケガレ＝キヨメの構造であり、「癩」はケガレ＝キヨメ身分の極北ともいえるべき存在であったという。そして「中世非人の中核的存在は「癩・不具・乞食」のような「障害を有する人びと」とする。古代の律令（戸令）の規定では、上記のような障害の認知があっても、公民身分として戸籍・計帳に載せられ賤視の対象ではなかったが、中世では「癩者・不具・乞食」が、もっともケガレた存在（非人）として家や共同体から排除されるようになった。その背景として注目されるのは、法華経普賢菩薩勸発品で、ここでは「無眼」・「白癩病」以下の「諸の悪重病」が、法華経や持経者を軽んじた者が蒙るであろう「罪報」として描かれる。『今昔物語集』（巻20-35語）には、11世紀頃のこととして、大乘誹謗の現報を受けて「白癩」となった僧が、

乳母からも、「穢ナムトテ寄ラシメズ」、「清水坂本ノ菴」に住むが、その「片輪者」らにも憎まれやがて死ぬ、という話しがみえる。ここに、共同体から排除された人、不具乞食（「片輪者」）の集住する場（清水坂）、もっともケガレた存在としての癩者、という構図が見て取れるという。非人身分の本質は、中世共同体からケガレた存在として排除されて天皇・都市を中心とする10世紀頃に肥大化してきたケガレに対するキヨメ（清め、排除）の対象であった、という見方である<sup>(78)</sup>。先述した網野義彦は、「障害」という認識を直接には示さなかったが、論者によっては、このように罪障や穢観の強まりのなかの「障害」認識を描いた。

かかる見方によれば、宗教（仏教）を介した共同体と天皇（王権）のケガレ観が、中世身分制のなかの障害認識の基底にあることが理解される。

近世初期の人畜改は、年貢・夫役を負担する本百姓の確定を目的に実施されたが、役負担が可能か否かを調べる結果、付随的に「役」に立たざる者として、障害者がうかびあがる。複合大家族に対し小規模家族（5人以下）は障害者の出現率が低く、障害者には小農としての自立が困難で、家族から疎外、離脱する者があった。このうち、座頭・贅女・盲僧などの視覚障害者は、仲間の支配をうけ、出身身分を抜けて別個の身分を構成する。仲間に入らない視覚障害者や、その他の障害者で、共同体から疎外・脱落し、最底辺の雑芸や乞食などを生業とするものは、非人身分とされ、非人頭・長吏などの支配を受けた。またそれぞれの身分内では階層差もあった。

このように、近世の障害者はいずれかの身分集団に属して生きていた。それは障害そのものではなく、彼らの社会的あり方によって異なる。障害者の大部分は家族を主とする共同体に包み込まれ生活したが、そこから疎外、離脱された人々も、生業である職を軸に社会的存在が規定される近世身分制のなかで位置付けられた。なお、藩法や五人組帳にも、障害者（病身・片輪者・もうもく〔盲目〕など）には「相続」させず「持高」を次男に譲る、などとの規定がみえる<sup>(79)</sup>。

近世では、幕藩からなる近世国家が「役」（生産性）を基準に人を政治的に差異化し、共同体との関



係からも障害者が析出され、社会での受容・共生や差別・排除の局面が生じた<sup>(80)</sup>。

以上のように、前近代では、障害の歴史の流れ、認識の変化を部分的に捉えることは可能だが、それらを踏まえトータルな像を描き出すのは、現状ではまだ困難というべきだろう。だが近代は、資本制の本格的な導入のなか、近世とは異次元で、生産性を軸とした障害者の差異化がなされてきた。これについては、先に「障害者問題」として挙げた通りである。かかる動向を背景に、障害認識がいくつかの社会的な局面で増幅した。二点を挙げておきたい。

一つは、知的障害の面である。精神障害をめぐる、とくに都市的発展のなかでその処遇措置がなされてきたが<sup>(81)</sup>、近代化は知的障害をそのなかから差異化するようになるという。すなわち、1870年代以降に「近代的国家」としての体裁を整える政策課題を受けて精神医学や法医学において「精神薄弱」概念が学問的に形成され、「精神病（疾患）」における「精神薄弱」という知的障害の分離・分化過程、知的障害を有することと市民的自由・諸権利の制限や剥奪の問題（管理統制と隔離・取締りの対象としての「瘋癲白痴」）、その対象の判別・分類・処遇に、精神医学、法医学は一定の役割をはたしてきたという。それは、国家と社会システムの「近代化」の一環として、知的障害者のように天皇制国家の臣民として義務を全くないし不十分にしか果たせない者の診断と選別がなされ、かれらの市民的自由や諸権利を制限・剥奪されるようになったのを示す<sup>(82)</sup>。

今ひとつは労働力も含めた戦力と障害という認識である。天皇制ファシズムにとって、「病人」や「廢疾者」や「白痴」や「精神病者」であっても、肉体的、精神的に国防力、労働力とみなされうれば、彼らを教育することは「教育の任務」であったが、人的資源開発の立場よりそのようにみなされなかったものを教育する任務はなんらもたなかったし、もつ必要もなかった<sup>(83)</sup> のごとき指摘は、次のように深められている。

障害の発見が排除の論理として作用している根底にはいったい何があるのだろうか。障害の発見が排除に最も結びつきやすい典型が、あるいは顕著に現れやすいのが戦争である<sup>(84)</sup>

国民は「戦力」たりうるかを基準に細かくランク付けて管理（略）このような歴史から障害を捉えた場合、障害とは労働力を含む広義の「戦力」の行使と消耗と、国民の権利水準との間で起こる葛藤の心身的表現<sup>(85)</sup>

国家政策が捉えてきた障害の捉え方は、広く社会一般の障害者イメージに多大な影響を与えてきたものと思われる<sup>(86)</sup>

ここには、近代そして戦争を契機に、人としての多様性を認めない社会へ変貌したこと、つまり、近代化ないしその過程で引き起こされた戦争が、障害認識に多大な影響を及ぼしたことが示唆される。

もちろん、障害の発見に対して社会は様々な福祉制度を整備し、展開してきたが、近代化、産業化の進展のなか、健康災害や事故災害、交通災害などを通して、障害者は新たに生み出され、戦後の福祉国家政策の減退のなか、共生社会が模索されざる得ない、かかる流れもみてとれる<sup>(87)</sup>。

### c) 総合史として ―文化の観点―

障害（者）をめぐる具体的問題が、文化的要因を背景とした人間の営みのうえに成り立っており、それを解き明かすための必要な視点は、一つの学問だけでは獲得できないとの見方<sup>(88)</sup>は重要と考える。障害を多角的に捉える視野、いわば総合史としてみることであろう。

例えば、「話の主人公は、周知の跛者・盲人・矮人などと不具が目立」ち「話の伝誦者が不具・異形なりという内容」をもつ「大話」「昔話」、あるいは「神話なり、貴種に纏わる物語をするには、その神なり尊貴なりの資格をもたねばならぬ故、常凡と異なる扮装をしたり、化粧をする。（略）その最も簡単にして、人に脅威の念までを湧きたたせ得る作法は、目をつぶる・片目をつぶりながら、語り続ける事であった。かかる作法を生まれながらに、その身にそなえた者が神事に選出されたり、或は常凡もかかる神語りをする場合には、その目の異常を示す態度をとったと説かれねばならぬ理」があるとする、主人公、伝承者、話者のそれぞれに、障害者とりわけ視覚障害者が関わる文学作品は「盲目文芸」と呼ばれたが<sup>(89)</sup>、その呼称の是非はおくとして、文化・文



学と障害（とりわけ視覚障害）の歴史が、前近代で深く結びついていたのを暗示する。

そこで視覚障害を持つ人々の文化的活動を追った、二人の見解を聞こう。一人は自身が視覚障害を持つ広瀬浩二郎（先述）の言である。彼は、明確に文化史・全体史としての歴史叙述の意味を発した。先学の諸業績<sup>(90)</sup>を踏まえつつ、

私自身、こういった先行研究に敬意をはらうことにやぶさかではないが、これらの研究は盲人史・障害者史という枠にとらわれすぎて、広い視野に立って日本文化史の中に障害者を位置付ける視点が不足していることも指摘せねばなるまい。(略) 障害者史は決して個別史ではなく、全体史たらずるをえないのである。(略) 私が言う全体史としての障害者史研究とはいかなるものか。それには大きく分けて二つの方法があるだろう (略) まず第一の方法は、被差別者・救済対象としての把握である。(略) 次に第二の方法は、文化の創造者・伝播者としての把握である。(略) 日本史におけるマイナスの障害者観とプラスのそれをトータルとして把握することにより、全体史としての障害者史研究は有意義なものとなろう<sup>(91)</sup>。

障害を個別史としてではなく全体史、換言すれば総合史として捉える姿勢が鮮明だ。これは二つの意味があり、一つは、広瀬自身は中世日本を意識しているがいわば当該時代の社会論となり得ること、今ひとつは、障害者の自立を見据えた文化創造・伝播者として日本文化論に展開する可能性があること、である。このような指摘のうえに、日本史におけるアンビバレントな障害者観の総合的把握の必要性を説いた。

もう一人は、外国人研究者であるジェラルド・グローマーの言である。「障害者」は日本国内最大のマイノリティと推定されるとし<sup>(92)</sup>、従来の歴史学は、この存在を蔑ろにし、「暗黙のうちに歴史は五体満足で壮年期の者（とりわけ男性）に対象を絞って語られてきたといって過言ではない」とする。その結果、「障害者とみなされてきた人々が、社会の中でどのように位置づけられ、どのように抑圧され、どのような支援を受け、またいかなる経済・政治・文化活動

を展開してきたのか」十分に解明されていない。そのなかで、最も研究蓄積のあるテーマは、すでに近世期に一定の社会的、歴史的関心が寄せられ、中世後期に「当道」（当道座）という全国組織を確立し、明治維新後の廃止にいたるまで組織的に存続した男性視覚障害者だろうが、女性視覚障害者はそれに匹敵する統一した組織を持たず、したがって、「盲女」「瞽女」と称される彼女たちの実態はなお不明、という研究史理解のうえに、瞽女の歴史を孤立した現象としてではなく、近世の経済成長および社会的変化一般のなかに位置付けることが肝要とした。そして、近世社会の不均等な権力の分配構造を鮮明に映し出す存在として、障害者、芸人、地方出身者、貧困層に属したあらゆる種類の差別の対象であった瞽女の分析に挑んだ<sup>(93)</sup>。前近代から近現代に至る研究と資料収集は、その真摯な研究視角に支えられた成果である<sup>(94)</sup>。

幕末から明治初期における日本人の指文字に対する認識をテーマに、江戸幕府の外交政策をもとにどのようなメディアが日本にもたらされ、それはどう扱われたのかを、日本社会における聾啞者の実態に即しつつ時系列に沿って検討し、江戸幕末期の「珍奇としての指文字」（発見の段階）、幕末維新期の「聾者と意思疎通するための指文字」（伝播の段階）、明治初期の「聴覚障害教育としての指文字の認識」（理解の段階）、というプロセスを提示する、自身が聾啞者である木下知威が、「手話と日本史を重層化させる」<sup>(95)</sup>との主張と、上記二人の姿勢は、障害を個別史としてではなく、総合史として構築、という思いで同じ地平に立っていよう。

ところで、前近代を主とした「盲目文芸」という捉え方に触れたが<sup>(96)</sup>、近代でも文学における障害が論じられてきた<sup>(97)</sup>。そのなかで注目したいのは、近代になって顕在化した先述の知的障害が文学のなかで語られる意味を説く研究である。そこでは近代における「人間観」が問われる。すなわち、

日本の近代化は、諸概念の再編成、人間（人）の概念の〈刷新〉と共に始まった。その概念の〈刷新〉は、西洋という脅威的な他者に対抗できる力を持つこと、つまり富国強兵と関係している。(略) 旧来の士農工商といった封建的身分秩

序では、何かを共同で行うことができず、富国強兵に必要な、西洋的な教育、軍隊、工場といったものが成り立たない（略）一律の教育（共同の生活、知識の共有）が必要であり、そのためにも人間の概念の〈刷新〉は不可欠であった。（略）多くの場合、学制を維持する上で都合の悪い「白痴児」（「idiot」の翻訳後としての「白痴」。引用者注）は、就学を免除されることで、教育の場から排除された（略）人間が、理性や意思があり、教育し得る存在であるのに対し、「白痴者」は理性や意思をもたぬ、教育し得ない存在であるという、二項対立（人間／「白痴者」）の図式が成立したのである。（略）近代以降現代に至るまで、知的障害者（＝「白痴者」、「精薄者」等）について語ったり問うたりすることが、人間とは何かを問い直すことになる場合があるのは、このような二項対立で考えてしまうからである<sup>(98)</sup>。

ここでは、富国強兵を目指す近代化には、共同性に価値を見いだす人間観が必要であり、教育が施されるが、理性、意思をもたない存在として知的障害者が教育の場から排除（免除）されることで、「二項対立（人間／「白痴者」）」の図式が形成されるとの見通しを、國木田獨歩・芥川龍之介・石井充・山下清・大江健三郎・青来有一の作品、また山下清の語られ方を追いつつ示した。近代的な「教育」が、理性、意思といういわば知性の有無による人間弁別の間となる、ということであろう。

このように障害の歴史を考えるうえで、文学研究は必須の領域といえ、総合的な歴史解析が必要な所と考える<sup>(99)</sup>。

このほかにも、言葉、美術史の領域などで文化と障害の歴史を考えるうえで注目すべき観点が示されている。例えば、法令、文学作品、辞書など多様な著作物を渉猟し、言葉の本質を検討しつつ、その成り立ちが大事な問題で、心身の状態である障害表現が差別性を帯びるのか、そもそも差別的な語が障害に結びつくのか、社会の変化にともなったトレースの必要性が説かれる<sup>(100)</sup>。言葉の歴史性を考慮することで、障害認識の多義的意味合いがみえてこよう。

また、「病者救済場面」として一義的に理解される

傾向にある病者の図像について、「病や障害を契機とした発心の表徴」という新たな解釈を提示し、中世仏教説話画を通じ、現代とは異なる論理で構築されていた、中世日本における病や障害との共生の思想を浮き彫りにすることを目指す仕事も注目される。美術史を研究する立場から、日本中世絵画に疫病の表徴を探索し、その背後に日本人と疫病との共存の歴史を読みとくことを試みる視点とともに、美術（歴史）を介した現代的価値観の相対化がうかがえる<sup>(101)</sup>。やはり、総合的視野でみることから障害が多義的な価値観を有していた可能性を明示していよう。

#### d) 生活史として ―― 生の諸相 ――

障害をもつ当事者が、障害の種別・特性に配慮した施策の充実を目指し視覚障害の立場で視覚障害教育に従事する姿勢に接する時<sup>(102)</sup>、上記の二点（b・c）に留意しつつ、かかる個別障害の種別（ないし重複障害）に即した視点、とくに障害者の生活史、生の諸相へ分け入ることを忘れてはならないと思う。

障害種別では、中世から近世にかけて組織化された背景もあり、視覚障害（盲人）史研究の蓄積が豊富といえる。なかでも、触れてきた加藤康昭<sup>(103)</sup>、またその前提として中山太郎<sup>(104)</sup>、さらに瞽女研究のジェラルド・グローマー<sup>(105)</sup>などの仕事は、史料博搜に基づいた実証的な成果であろう。

ただし、視覚障害者の歴史をめぐる評価は一様とはいえない。

一つは、盲人（視覚障害者）教育・福祉関係の仕事に従事した谷合侑がいうように、チャレンジの歴史であった、という見方だ。谷合は、前近代から近現代までを見通し、前近代における、平家語り・文化伝播者・鍼按業などの職業獲得、近代現代では盲人自叙伝を基本資料として、戦傷失明者、全身病による失明者、盲女性の活動を、それぞれ「闘い」という観点から盲人自身の生き方を視点の中心に据えた。さらに視覚障害にかかわる教育・福祉や新たな職域開拓の流れを、やはり彼らの自身の「闘い」と評価してたどった。古代末期から近現代に至る生活自立のさまを、職業の獲得に挑戦し、庇護されるものとしてではなく自立した職業人として、常に闘い、かつその時代の文化に貢献している、その限りで、

日本の盲人の歴史は世界に誇れる、と結論づけた<sup>(106)</sup>。しかし、近現代において、国や健常者ではなく、盲人自身が盲人のための福祉事業、すなわち、点字出版、点字図書館事業、授産事業、救護施設事業、盲老人ホーム事業、さらには盲人用具の開発・頒布事業、盲導犬育成事業などに関わろうとした成果があるものの、いずれも多難な問題が内在したとも捉えている<sup>(107)</sup>。

このような、いわば闘う生活者という評価に対し、その生活の困難さの視点を中心に論者もいる。大隈三好の遺稿は生瀬克己が補訂のうえ、文字通り『盲人の生活』との書名で上梓された<sup>(108)</sup>。大隅は、「盲人」として生きていくための生活の技術も、社会的援助を得ることは容易なことではなく、ここに「盲人の人生」の困難さがあったという。なぜなら、中古以来、「盲人」は音曲・あんま等を修得して、自活の道を見出すようになったが、それでうまくいった人はいわば恵まれた幸せな人であって、大部分の「盲人」たちは「盲目」ということのために乞食にも等しい生活を強いられ、それは生死の境をさまようようなことにもなりかねなかったからとする。それでも、補訂者の生瀬は、「記録に表われてくるようになって旧来の「盲人」の暮らしや営みを歴史的にふりかえろうとする」大隅の仕事について、「盲人」たちの《自立》への営みを描いたと位置付ける。それは、生瀬にとって近代の到来が、江戸期までに達成されてきた「盲人」の《自立》《自活》《自治》を根こそぎ解体してしまう効果をもち、ゆえにその生活の過酷さを看る、ことが背景にある。

このような異なる評価が指摘できるものの、視覚障害者の生活史、生の営みは、ジェンダーの問題（前近代に組織化された男性障害者の研究が中心）を含みつつも、他の障害をもつ人々の生の実相の解明よりも、格段に進んでいるといえよう<sup>(109)</sup>。

精神障害についての前近代から近代にかけた責任能力、監護・私宅監置などの処遇・精神医療などの観点<sup>(110)</sup>、ハンセン病・優生思想などの観点<sup>(111)</sup>などの成果も、障害者の生活史、生の問題と密接に関連しよう。

筆者もこれまで近世の時代性を考慮しつつ、地域役人の史料<sup>(112)</sup>、藩儒者の夫婦の日記<sup>(113)</sup>、石門心学

のテキスト類<sup>(114)</sup>、幕臣の随筆<sup>(115)</sup>などを対象に、障害者の生活、生き様の実相解析を試みてはいるが、未だ不十分である。今後、新たな史料の開拓も試みつつ、取り組まなければならないと感じる。

近代における教育は国家のあり方と社会・生活の関係が、集中的に現出する場であり、特殊教育、障害児（者）教育の観点からの成果も多い。中村満紀男はその編著で、従来の障害児教育の歴史や現状に関する多くの著作の特徴が、障害児教育の失敗の単なる列挙、成功の誇り、問題の責任の特定部分への押しつけ、責任の曖昧化、共同責任の懺悔などのいずれかという認識のもと、近代以降の日本の障害児教育の歴史をたどり、それぞれの時代性のなかでの問題の所在と本質を探ることで、今後の障害児教育の改善とその方向性に関する示唆を得ることを目的にするとし、終章のタイトル（戦前日本における民主制社会への飛翔の失敗と特殊教育の矮小化）に、「モデルとしての欧米」とのあり方を模索する、戦前日本の障害児教育をめぐる評価が集約されている<sup>(116)</sup>。

最後にかかる教育をめぐり、冒頭に述べた、筆者の当事者性（障害者の親）に繋がる特別支援学校（養護学校）をめぐる論著の紹介で、本稿を締めくくりたい（注（1）も参照）。小国喜弘は編著で、

多様な人達が「共に生きる」ことを可能にする社会とはいかなる社会なのか。「共に生きる」子どもを育てる上で学校はどういう役割を果たすべきなのか。そして、従来考えられてきたように、学校は、個々人の能力の「発達」を目指す場であればそれでいいのか、「障害」というラベルによって子どもを分断することは果たして正当化されるのか<sup>(117)</sup>

と「養護学校義務化反対運動」（1979年）を介した問いを発する。そして学校は「発達の場」ではなく「生活の場」と捉え<sup>(118)</sup>、「障害児」と「健常児」の分断に加担してきた教育学<sup>(119)</sup>という批判的な認識を示した。

障害をもつ子どもに対し、どのような理念を背景とする教育を「生活の場」としてととのえるのか、障害者の親としての筆者の経験からも悩ましく、障害の歴史研究を志す原点に関わる論点と感じる。



## おわりに

障害ある子と生活をともにするなか、多くの人たちに助けられ支えられながら、一方では、様々な差別ないし壁、と感ずることも経験した。重度の知的障害をもつ本人は、もちろん、自身のことを「障害者」などと自覚することはない（だろう）。したがって、「障害」というレッテルを親である筆者自身が貼っているのではという、ジレンマも感ずる。「障害」は他者が作為するという見方もあるからだ。実際、子どもの生活介助のスタッフからは、子どもが持つ可能性、またその発現のための試行もしてもらい、30数年も一緒に過ごしながら、子どものことが分かっていなかった、と思い知らされることもしばしばである。

とはいえ、本人は一人では生を全うできない。もちろん、誰でも多かれ少なかれ、そのような境遇におかれていようが、筆者の子は、自立的な生活営為は困難と言わざるを得ない。しかし、同じ「人」である。そこには何らの差異もない。であれば、その生（いわば生存権）を保つのは、私たち家族、さらに言えば政治や社会の責務とも感ずる。そして何よりも、筆者自身、一人の歴史学徒として、障害がある子を通じて、色々なことを教えられてきた。

本稿は、古代から近現代に至る障害史の諸問題を領域横断的に通覧する作業であり、従来はあまりみられなかった試みといえる。しかしそれをあえて行ったのは、欧米では地域別、障害種別、時代別かつそれを踏まえた通史研究がみられるのに対し、日本では、近現代を中心に、教育史、福祉史また医学史などの研究蓄積が重ねられる一方、前近代の研究も踏まえた障害の全体史の構築を目指す方法論が提起されるに至っていないと、考えたからである。このような、欧米と日本における障害の歴史研究の相違は、人の多様性や障害認識をめぐる思考の違いが、背景にあると想定される。

実証性・客観性を大事にする矜持を持ちながら、主に当事者性を有する人々により蓄積されてきた成果を批判的に継承し、障害者の生活、いわば生の実相の解明を心がけるとともに、人の営みを描く歴史、

多角的視野からの総合史として障害を捉え、個（当事者や家族）の次元から公（政治・社会や文化など）の次元で、また人のあり方という普遍的な事柄として、論究することが肝要だろう。

取り上げてきた先学の成果は限定的かつ恣意的な選択の誹りを免れないであろうし、必須文献の見落とし、また本稿の叙述内容の矛盾も恐れる。それらについては、叱正願うとして、かかる課題意識を幾分でも共有していただければ幸いである。

## 注

- (1) 菅原麻衣子。『朝日新聞』2022年3月2日、同4月1日。なお、小国喜弘編『障害児の共生教育運動 養護学校義務化反対をめぐる教育思想』東京大学出版会、2019年は、1979年の養護学校義務化実施に反対し、障害児を地域の普通学校へと就学させようとした運動を解析し、「日本型インクルーシブ教育に対する歴史からの批判的検討」（6頁）を行っている。ここでいう「日本型インクルーシブ教育」とは特別支援教育のことである（渡部昭夫編『日本型インクルーシブ教育システムへの道』三学出版、2013年）。
- (2) 中山太郎『日本盲人史』（正・続）昭和書房、1934、1936年、加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年、谷合侑『盲人の歴史』明石書店、1996年、森田昭二『盲人福祉の歴史——近代日本の先覚者たちの思想と源流——』明石書店、2015年など。
- (3) 河野勝行『障害者の中世』文理閣、1987年、生瀬克己『日本の障害者の歴史 近世篇』明石書店、1999年、山田明『通史 日本の障害者：明治・大正・昭和』明石書店、2013年、李義昭『日本の近代化と障害者』晃洋書房、2013年など。
- (4) 落合知子編『医師薬学系博物館事典』雄山閣、2021年。
- (5) クウィーラ、ダーヴィット＝ドミニク（David Dominik CHWILA）ブックレビュー「Davis, Lennard J. (ed.) (2017) *The Disability Studies Reader [Fifth Edition]*, New York, NY: Routledge」『障害史研究』1、2020年、同「欧米における〈前近代障害史 (Premodern Disability History)〉関連の文献目録」『同』6、2024年、同「障害史関連の博物館、史料館、美術館等の紹介——欧米地域を中心として——」『同』2、2021年。
- (6) かかる疑問は、次のような、日本の福祉サービスや社会構造をめぐる問題意識とも通底しよう。「その当時（1980年代初め。引用者注）すでに、一部の先進国では「充実」した福祉サービスがあることが紹介されたりしていた。しかし、日本の現実を見ると、そのようなサービスが導入されるような兆しすらな

- かった。なぜ当事者にとって必要な、適切なサービスが導入されないのか。その現実には私自身が日本で生きてきた体験とも重なって、日本という社会が人間そのものを支える社会へとなぜ向かわないのか、なぜ変わりにくいのか、言いかえれば、変化が表面的（形式的）でありなぜ実質（内容）が伴わないのかという疑問となり、日本の社会構造のあり方の問題、またそれを支える日本に住む一人ひとりの価値観の問題へと向かわせた」（「日本における「障害児の親」という視座」、要田洋江『障害者差別の社会学』岩波書店、1999年、2頁）。
- (7) 青山太郎「ロシアの性愛論Ⅱ」『言語文化論究』（九州大学言語文化部）7、1996年。
- (8) 小松和彦「総説 身体と心性の民俗」『講座日本の民俗学2 身体と心性の民俗』雄山閣出版、1998年、5頁。
- (9) 例えば「戦後における障害・障害者概念関連文献目録——障害・障害者概念総論、「精神薄弱」概念——」（茂木俊彦・高橋智・平田勝政『わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究』多賀出版、1992年所収）など。その他にも、日本社会事業大学図書館『精神薄弱児・者の福祉と教育の文献目録』日本社会事業大学図書館、1976年、障害児教育図書総目録刊行会編『障害児教育図書総目録』同会、1979年、国際障害者年日本推進協議会『障害者関係総合図書目録』同会、1983年、日本盲教育史研究会編『盲学校史・誌類目録』桜雲会点字出版部、2014年など多くの目録類がある。
- (10) 茂木俊彦・高橋智・平田勝政前掲『わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究』184～186頁。括弧内要約は、上記本解説をもとにした高野によるものである。なお、ICIDHはDisorder（疾病または変調）も提案しているが、これはImpairment、Disablityとの峻別が難しい。
- (11) 改訂されたICFでは、「心身機能、身体構造、活動・参加」というモデルが提案され、障害を身体と精神の状態と背景因子（環境因子・個人因子）との間の複雑でダイナミックな相互作用から規定すべきと解釈している。以上のICIDH、ICFをめぐるジェラルド・グローマー『聾女と聾女唄の研究 研究篇』名古屋大学出版会、2007年の序文注（同書471頁）、また「「国際生活機能分類——国際障害分類改訂版——」（日本語版）の厚生労働省ホームページ掲載について」（社会・援護局障害保健福祉部企画課）[<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html> 2024.1.17閲覧]を参照した。
- (12) 後述の科学研究分担者による、小山聡子編『前近代日本の病氣治療と呪術』思文閣出版、2020年、鈴木則子『近世感染症の生活史 医療・情報・ジェンダー』吉川弘文館、2022年、福田安典『医学書のなかの「文学」——江戸の医学と文学が作り上げた世界——』、笠間書院、2016年、瀧澤利行『養生論の思想』世織書房、2003年なども、領域横断的な成果といえよう。なお、これらの障害の定義や歴史的な観点提示をめぐることは、同じく研究分担者である平田勝政の教示も得たことを記し、謝意を表する。
- (13) 拙稿「障害史研究の可能性（第38回歴史学入門講座）」『歴史科学』255、2023年。
- (14) 朝日新聞取材班『相模原障害者殺傷事件』朝日新聞出版、2020年、保坂展人『相模原事件とヘイトクライム』岩波書店、2016年など。事件の基本的な性格は、「障害者の基本的人権・生存権の否認」とされる（藤井克徳他編『生きたかった 相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』大月書店、2016年）。
- (15) 当事者性の基底にあるのは、生存の問題である。田中耕一郎『障害者運動と価値形成——日英の比較から——』現代書館、2005年、5章「〈当事者性〉をめぐる価値」参照。
- (16) いずれの目録も『障害史研究』6号掲載。
- (17) 拙稿「武家夫婦の日記と病氣記録——広島藩儒者頼春水・静子の〈障害〉認識を考える——」『障害史研究』2、2021年。近世において疾病が障害化する恐れは梅毒（黴毒）、ハンセン病（癩）、天然痘（痘瘡）などでみられた（鈴木則子前掲『近世感染症の生活史 医療・情報・ジェンダー』参照）。
- (18) 川端利彦「障害ってなに？——老人・病人を含めて考える——」（障害児・者情報センター編『にんげんにもどる』西宮公同教会出版事業部、1993年所収）。
- (19) 以下、前近代の障害の歴史分析に実証的に取り組んだ加藤康昭の議論に注目するが、「精神薄弱問題史」から展開した「障害者問題史」の研究手法や課題を全般的にうかがうには、高橋智・清水寛他『障害者問題史研究の動向と課題——研究方法論の検討を中心に——』『障害者問題史研究紀要』31、1988年、津曲裕次「障害者問題研究の課題と方法」同、を参照。
- (20) 加藤康昭前掲『日本盲人社会史研究』13～14頁。
- (21) 加藤康昭「障害児教育史研究の課題」『精神薄弱問題史研究紀要』14、1973年、2頁。
- (22) 同論文、2～3頁。
- (23) 加藤の仕事の評価については、樋原裕二「近世障害者史研究の成果と課題——加藤康昭『日本盲人社会史研究』について——」『障害史研究』5、2024年の議論も参照されたい。なお、山下麻衣編『歴史のなかの障害者』法政大学出版局、2014年は、日本のみならず、ドイツ・イギリスも対象にし、学校、生活実態、政策、救済事業、メディア表現、など多分野の学際的な内容で、文献目録（前記3カ国にアメリカ分を含む）を付した充実の内容である。ただし、

- エッセイ、文献目録は、前近代を対象にする分を含みはするが、主論文（全7章）は全て近代を対象とする。これは、執筆者により「近代における産業化の進展」により「障害者の定義づけや生活が、経済的職業的自立との関連でどのように変化していったのかについて考える」という認識が共有された結果であろう（同書6～7頁）。だとすれば、「障害者問題」の捉え方と重なる思考がうかがえようが、前近代から近代への「変化」を考えるには、やはり、前近代から近代を通した「通史」への志向は必要だろう。
- (24) 加藤康昭「障害者に対する穢れと忌みの思想 —— 古代における障害者観についての覚え書 ——」『季刊障害者問題研究』13、1978年。
- (25) 相葉伸「不具者崇拝の痕跡」肥後先生古稀記念論文刊行会編『日本民俗社会史研究』、弘文堂、1969年。
- (26) (27) 加藤前掲「障害者に対する穢れと忌みの思想」63頁。
- (28) 拙稿「〈障害者〉への眼差し」荒武賢一朗他編『日本史学のフロンティア2』法政大学出版局、2015年所収。
- (29) (30) 生瀬克己前掲『日本の障害者の歴史 近世篇』iii頁。
- (31) 同書、xi頁。
- (32) 生瀬前掲『日本の障害者の歴史 近世篇』。
- (33) 同書、267頁。
- (34) 同書、269頁。
- (35) 生瀬の仕事の評価を巡っては、樋原裕二「近世障害者史研究の成果と課題 —— 生瀬克己の研究を事例に ——」『障害史研究』3、2021年、東昇「生瀬克己『近世障害者関係史料集成』の編纂と障害史史料」同も参照。
- (36) 河野勝行『日本の障害者 過去・現在・未来』ミネルヴァ書房、1974年、1～3頁。
- (37) 同書、21頁。
- (38) 稲葉伸道他編『網野善彦著作集 別巻』岩波書店、2009年所収「総目次」「著作目録」「索引」参照。
- (39) 網野善彦「中世身分制の一考察」『網野善彦著作集11』岩波書店、2008年所収など。
- (40) 網野前掲「中世身分制の一考察」『網野善彦著作集11』327頁。
- (41) 同論文、327～328頁。
- (42) 網野善彦『中世の非人と遊女』明石書店、1994年、43頁。
- (43) 藤原良章『中世的思惟とその社会』吉川弘文館、1997年。
- (44) 山本聡美「発心の図像 —— 中世仏教説話画に描かれた病と障害 ——」『障害史研究』2、2020年など。
- (45) 広瀬浩二郎『障害者の宗教民俗学』明石書店、1997年、13頁。
- (46) 山本正志『ことばに障害がある人の歴史をさぐる』文理閣、2005年。
- (47) 楠峰光『異形の人たち —— 歴史の中の障害福祉 ——』文芸社、2015年。
- (48) 同書、90頁。
- (49) 山田明前掲『通史 日本の障害者：明治・大正・昭和』6頁。
- (50) 障害者（身体障害）にして俳人の経験も踏まえた文化史的な立場から、時代的には、第一部・古代から幕末、第二部・明治から昭和戦前期、第三部・戦後に至るまで、綴られる。その意図は、「日本の障害者の文化面における活躍と成果」を中心とした「日本の障害者の歴史の顕彰」とするが、各部を構成する時代単位の各章には、数頁の「時代概要」が付される。巻末には「日本障害者文化史絵巻年表」（大和～江戸時代）で障害関連の文学者、作品などが一覧化され、「近代文学と障害者」では作品主題の障害種別が付され、参考文献も載る。いわば研究書としての客観性が担保されようとしている。
- (51) 脳性マヒとポリオの男女二人の「障害者」のやり取りで、日本内外の歴史や文学作品に登場する障害者と捉えられる人物（さらに神）について論じる。実証性というより障害の捉え方に学ぶ点がある。
- (52) 山田明前掲『通史 日本の障害者：明治・大正・昭和』3～5頁。
- (53) 田波幸男編『高木憲次 人と業績』日本肢体不自由児協会、1967年、中村裕伝刊行委員会編『中村裕伝』同委員会、1988年、岡本稲丸『近代盲聾教育の成立と発展 —— 古河太四郎の生涯から ——』日本放送出版協会、1997年、蝦名賢造『聖隷福祉事業団の源流』新評論、1999年。
- (54) 杉浦守邦『日本最初の肢体不自由学校柏学園と柏倉松蔵』山形大学教育学部養護教室、1986年、津曲裕次他編『滝乃川学園二十年史 上・下』大空社、2012年など。
- (55) 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会編『京都府盲聾教育百年史』盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会、1978年、川渕依子『高橋潔と大阪市立聾啞学校』サンライズ出版、2010年など。
- (56) 日本盲人会連合五〇年史編集委員会編『日本盲人会連合五〇年史』日本盲人会連合、1998年、財団法人全日本ろうあ連盟五〇年史編集委員会編『財団法人全日本ろうあ連盟五〇年のあゆみ』財団法人全日本ろうあ連盟出版局、1998年など。
- (57) 木内進編『北海道小児マヒ財団史』北海道小児マヒ財団、1980年、堀木訴訟運動史編集委員会編『堀木訴訟運動史』法律文化社、1987年、日本障害者雇用促進協会編『日本障害者雇用促進協会二十年史』同協会、1997年など。
- (58) 大山真人『ある聾女宿の没落』音楽之友社、1981年、



- 吉川英史『宮城道雄伝（改訂版）』邦楽社、1990年など。
- (59) 荒川勇他『日本障害児教育史』福村出版、1976年、文部省編『特殊教育百年史』東洋館出版、1978年など。
- (60) 栗原光浩吉『点字器の歩み』あずさ書店、1988年、坪井良子『日本における義肢装着者生活援護史研究』風間書店、2002年など。
- (61) 加藤康昭前掲『日本盲人社会史研究』、生瀬克己前掲『近世日本の障害者と民衆』など。
- (62) 財団法人社会福祉研究所編『戦前・戦中期における障害者福祉対策』同研究所、1990年など。
- (63) 拙稿前掲「〈障害者〉への眼差し」。
- (64) 横井清『中世民衆の生活文化』東京大学出版会、1975年、加藤康昭「障害者に対する穢れと忌みの思想」『季刊障害者問題研究』13、1978年、小泉凡「境界の神 日本人の病理観から」『日本民俗学』159、1985年、河野勝行前掲『障害者の中世』、山田巖子「狩猟・漁撈と異常児誕生」『国文学論考・都留文化大学国語国文学会』24、1988年、藤原良章「穢忌避観念の発達と身分制」『情況』996-5別冊、1996年、同「中世前期の病者と救済 —— 非人に関する一試論 ——」藤原『中世的思惟とその社会』吉川弘文館、1997年所収、西山良平「〈王朝都市〉の病者と孤児」上田正昭編『古代の日本と東アジア』小学館、1991年所収、藤本佳男「障害者差別の歴史的背景 —— 普遍宗教としての仏教とのかかわりの中で ——」『龍谷史壇』99・100、1992年、藤野豊編『歴史のなかの「癪者」』ゆみる出版、1996年、新村拓『出産と生殖観の歴史』法政大学出版局、1996年、広瀬浩二郎『障害者の宗教民俗学』明石書店、1997年、山田慶児他編『歴史の中の病と医学』思文閣出版、1997年、渡辺徹「〈仙台四郎〉にみる障害者観」『宮城教育大学紀要』35、2000年など。
- (65) 藤澤衛彦『変態見世物史』文芸資料研究会、1927年、朝倉無声『見世物研究』春陽堂、1928年（復刊、思文閣出版、1977年）。
- (66) 中山太郎前掲『日本盲人史』（正・続）、加藤康昭前掲『日本盲人社会史研究』。
- (67) 横田則子「近世都市社会と障害者 —— 見世物をめぐって ——」塚田孝他編『身分の周縁』部落問題研究所出版部、1994年所収。
- (68) 鹿野政直責任編集『桃太郎さがし —— 健康観の近代 ——』朝日新聞社、1995年、垂水希実枝他「日本における障害者に対する不妊手術の歴史的考察 —— 国民優生保護法、母体保護法まで ——」『論集・四国学院大』97、1998年、藤野豊『日本ファシズムと優生思想』かもがわ出版、1998年。
- (69) 井上正一「不具の子を育てる民俗 —— 霊異記の民俗史料 ——」『日本歴史』282、1971年、山田巖子「異常児誕生の伝承」『大学院紀要』（文学研究科・東洋大）23、1987年、板橋春夫『誕生と死の民俗学』吉川弘文館、2007年、赤坂憲雄『内なる他者のフォークロア』岩波書店、2010年。
- (70) 緒方富雄「徳川末期における重複畸形（頭胸結合体）の記載」『中外医事新報』1149、1929年、三宅義一「日本人の障害者観」『教育と医学』21（1）、1973年、上田敏「障害の概念について」『障害者問題研究』27、1981年、廣政直彦「近世日本の医学にみる身体観」『文明』83、2000年。
- (71) 山田前掲『通史 日本の障害者：明治・大正・昭和』3頁。
- (72) 田中耕一郎前掲『障害者運動と価値形成 —— 日英の比較から ——』4章「〈障害〉概念の再構成」参照。
- (73) 例えば、部落史研究の一環として、「障害者」が「在日朝鮮人と在日外国人」「沖縄」「ハンセン病」「ジェンダー」「人種主義」とともに、「あらゆる差別撤廃に向けた発言」として取り上げられる観点に通じる（友永健三他編『部落史研究からの発信 第3巻 現代編』部落解放・人権研究所、2009年）。
- (74) 三沢義一「日本人の障害者観」『教育と医学』21（1）、1973年、26頁。
- (75) 山下麻衣編前掲『歴史のなかの障害者』6頁。
- (76) 利光三津夫「我が古代の救恤法 —— 養老律令における身体障害者保護法 ——」『政治公論』14、1955年、同「律令身体障害者保護法の実施 —— わが古代の救恤法（二）」『東洋法学』2（1）、1958年など。
- (77) 斉藤博久「日唐の律令体制における障害者認識について —— 残疾への対応の相違を中心に ——」『古代史の研究』（関西大学古代史研究会）8、1990年。
- (78) 丹生谷哲一「中世の非人と「癪」差別」『身分・差別と中世社会』塙書房、2005年。大山喬平「中世身分制と国家」「奈良阪・清水坂両宿非人抗争雑考」同『日本中世農村史の研究』岩波書店、1976年所収、横井清「中世民衆史における「癪者」と「不具」の問題」同『中世民衆の生活文化』東京大学出版会、1975年所収、なども参照。
- (79) 加藤康昭「近世の障害者と身分制度」朝尾直弘編『日本の近世7 身分と格式』中央公論社、1992年所収。加藤前掲『日本盲人社会史研究』、生瀬克己前掲『近世日本の障害者と民衆』なども参照。
- (80) 拙稿「近世日本の国家・社会と〈障害者〉」『歴史評論』842、2020年。
- (81) 岩崎大輔・新福尚隆「江戸前期における精神障害者の法的処遇に関する研究」『精神医学史研究』13（2）、2009年、桑原治雄・板原知子「江戸時代後期の精神障害者の処遇と非人制度」『精神医学史研究』5（1）、2001年など。
- (82) 高橋智「日本の「近代化」と「精神薄弱」概念の成

- 立 —— 明治期前半の精神病学・法医学領域の検討を通して ——」大井先生退官記念論文集刊行委員会『障害児教育学の探究』田研出版、1995年所収。
- (83) 窪島務「昭和ファシズム期における精神薄弱教育観について」『精神薄弱児研究』149、1971年。
- (84) 藤井渉『障害とは何か 戦力ならざる者の戦争と福祉』法律文化社、2017年、ii 頁。
- (85) 同書、161頁。
- (86) 同書、iii～iv 頁。
- (87) 李義昭前掲『日本の近代化と障害者』。
- (88) 松尾智『歴史と文化に見る身体障害者』明石書店、2000年。
- (89) 石上堅「盲目文芸発想序説」『日本文学論究』21、1962年。
- (90) 中山太郎の先駆的業績である前掲『日本盲人史』（正・続）、加藤康昭前掲『日本盲人社会史研究』、河野勝行前掲『障害者の中世』、同『日本の障害者 —— 過去・現在・未来 ——』、生瀬克己前掲『近世日本の障害者と民衆』など。
- (91) 広瀬浩二郎前掲『障害者の宗教民俗学』13～15頁。
- (92) 日本における民族的同質性を想定した評価であろう。
- (93) 以上、ジェラルド・グローマー「序文」、同前掲『瞽女と瞽女唄の研究 研究篇』。
- (94) 分冊に相当する『同 資料篇』がある。
- (95) 木下知威「指文字の浸透 —— 蘭学・洋学における西洋指文字の受容 ——」『手話学研究』26、2017年、54頁。
- (96) 文化と障害という視点から関連する分野として、むしゃこうじみの『平家物語と琵琶法師』淡路書房新社、1957年、近藤喜博「平家琵琶以前 —— 盲人史の一節」『文学』29 (10)、1961年、中野幡能「盲僧と琵琶楽」『大分県立芸術短期大学研究紀要』6、1967年など近接する研究のほか、谷合侑「中世における民衆の中の盲人像 —— 狂言に現れた盲人」『東京教育大学附属盲学校研究紀要』2、1968年、北川忠彦「狂言とかたわ者」『民俗芸能』40、1970年、金子清光「狂言の物狂い」『日本文学の伝統と歴史』桜楓社、1975年所収、佐藤親雄「障害者観考 1 狂言にみる障害者観」『東京教育大学教育学部紀要』21、1975年、谷合侑「狂言にみる視覚障害者」『ノーマライゼーション』18 (7)、1998年などの狂言研究が注目される。
- (97) 花田春兆『日本文学のなかの障害者像 近・現代編』明石書店、2002年、高橋正雄「近代日本文学にみる障害受容論の系譜 —— 夏目漱石から太宰治まで ——」『精神分析&人間存在分析』（人間存在分析学会）26、2018年、嶋守瞳・五十嵐靖夫「大正・昭和期の文学作品における障害者観の変化に関する考察 —— 視覚障害者に注目して ——」『北海道特別支援公育研究』4 (1) 2010年、荒井裕樹「日本文学の描かれた障害者像 —— 「がんばる健気な障害者」はどこから来たのか? ——」『季刊福祉労働』161、2018年など。
- (98) 河内重雄『日本近・現代文学における知的障害者表象 —— 私たちは人間をいかに語り得るか ——』九州大学出版会、2012年、5～8 頁。
- (99) 戦争で発病（カリエス）し、その後の再発で障害者として生きた長谷川潮は、戦争と障害が二つの大きなテーマといい、戦争児童文学の通史（長谷川『日本の戦争児童文学』久山社、1995年）をまとめるとともに、障害者と社会との関係を児童文学という窓を通してたどる意図をもちながら、障害者をテーマとする児童文学の明治以降の通史（長谷川『児童文学のなかの障害者』ぶどう社、2005年）も著した。長谷川は障害者として当事者性があるが、やはり、文学が障害の歴史や認識の解析に重要であることを明示していよう。
- (100) 千本英史「「かたは」考 —— 身体障害の表現 ——」『研究年報』（奈良女子大学文学部）35、1991年、同「「かたみ」考 —— 説話における癪者の問題 ——」『大阪教育大学紀要』（第 I 部門）36 (1)、1987年。また生瀬克己『障害者と差別表現』明石書店、1994年も参照。
- (101) 山本聡美前掲「発心の図像 —— 中世仏教説話画に描かれた病と障害 ——」、同「疫病と美術 —— 日本中世絵画に描かれた疫鬼 ——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』66、2021年。
- (102) 久松寅幸『近代日本盲人史 —— 業種別擁護と教育・福祉の充実を訴え続けた先人たち ——』社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会、2018年。
- (103) 加藤前掲『日本盲人社会史研究』。
- (104) 中山前掲『日本盲人史』（正・続）。
- (105) ジェラルド・グローマー前掲『瞽女と瞽女唄の研究』（研究篇・資料篇）。
- (106) 谷合侑前掲『盲人の歴史』。
- (107) 谷合侑『盲人福祉事業の歴史』明石書店、1998年。
- (108) 大隈三好・生瀬克己補訂『盲人の生活』雄山閣出版、1998年。
- (109) 永井彰子は比較史的な観点から、盲僧、盲人の社会史、足跡史を目指している（永井『日韓盲僧の社会史』葦書房、2002年、同『聖人・托鉢修道士・吟遊詩人 —— ヨーロッパに盲人の足跡を辿る ——』海鳥社、2015年）。
- (110) 昼田源四郎「日本における精神障害者の責任能力と監護に関する法制度 —— 古代から近世まで ——」『精神神経学雑誌』105 (2)、2003年、岩崎大輔・新福尚隆前掲「江戸前期における精神障害者の法的処遇に関する研究」、桑原治雄・板原知子前掲「江戸時

代後期の精神障害者の処遇と非人制度」、板原知子「明治初期の精神障害者処遇 —— 江戸時代後期の精神障害者の処遇はどのように推移したのか —— 」「『大阪体育大学健康福祉学部研究紀要』10、2013年、西川薫『日本精神障害者政策史 戦前期を中心として』考古堂出版、2010年、小俣和一郎『精神病院の起源』太田出版、1998年など。

- (111) 山本俊一『日本らい史』東京大学出版会、1993年、藤野豊編『歴史のなかの「癪者」』ゆるみ出版、1996年、同『「いのち」の近代史 —— 「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者 —— 』かもがわ出版、2001年、中村満紀男他『優生学と障害者』明石書店、2004年、岡田英己子「優生学と障害の歴史研究の動向 —— ドイツ・ドイツ語圏と日本との国際比較の視点から —— 」「『特殊教育学研究』44 (3)、2006年、鈴木雅子前掲「障害者と優生思想 —— 相

模原障害者殺傷事件から考える —— 』など。

- (112) 拙稿「〈障害者〉とその行方：地方（じかた）記録による実態研究の試み」『障害史研究』1、2020年。  
 (113) 拙稿前掲「武家夫婦の日記と病氣記録 —— 広島藩儒者頼春水・静子の〈障害〉認識を考える —— 」。
 (114) 拙稿「近世日本の社会観と〈障害〉認識 —— 石門心学をめぐって —— 」「『障害史研究』3、2022年。  
 (115) 拙稿「近世の伝聞記録「耳囊」にみる〈障害〉 —— 素材と論点 —— 」「『同』4、2023年。  
 (116) 中村満紀男編『日本障害児教育史〔戦前編〕』明石書店、2018年。  
 (117) 小国喜弘編前掲『障害児の共生教育運動 —— 養護学校義務化反対をめぐる教育思想 —— 』6頁。  
 (118) 同書、307頁。  
 (119) 同書、324頁。